

【訪問型サービス】

介護予防訪問介護サービス(現行相当)

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の介護予防訪問介護サービスと同様のサービス ・サービス提供時間⇒現行の基準省令に準ずる ・サービス支援内容⇒現行の基準省令に準ずる 	
対象者	要支援者、サービス事業対象者	
サービス提供者の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○継続して現行相当サービスの利用が必要であるとケアマネジメントで認められた場合 ○以下のような、訪問介護員によるサービスが必要な方 <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下、精神疾患により日常生活に支障がある症状、行動を伴う場合 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な方(退院6カ月以内) <ul style="list-style-type: none"> ・医学的管理や見守りが必要な方 ・身体介護が必要な方 ○新規の対象者で、上記の例に該当しケアマネジメントで認められるケース 	
事業実施者	既存の介護予防訪問介護事業所	
人員・設備・運営の 基準	人員	現行の設置基準に準ずる
	設備	事業の運営に必要な広さを有する専有の設備、備品
ケアマネジメント	ケアプランA(原則的な介護予防ケアマネジメント)	
運営・必要事項	現行の介護予防訪問介護に準ずる	
計画期間	おおむね1年	
基本報酬額	現行の介護予防給付に準ずる (週1回利用の場合) 包括報酬 1,168単位 (週2回利用の場合) 包括報酬 2,335単位 (週3回利用の場合) 包括報酬 3,704単位 ・加算、減算 : 現行の介護予防給付に準ずる ・1単位の単価: 6級地(10.42円)	
利用者負担	1割 (一定以上の所得者は2割)	
給付管理	あり	
事業者への支払い	国保連合会経由審査支払	
サービス種類コード	A1 A2	